

平成 16 年 2 月 3 日

医道審議会医道分科会（2月3日（火））資料

○被処分者に対する再教育について

被処分者に対する再教育について

1. 現行制度における行政処分

○ 現行法では、免許取消処分と停止処分のみが規定されている。

- 免許取消

近年は、再免許を行った例はないが、再免許を行う場合でも、再教育を受けることを義務付けることはない。

- 医業停止処分

停止処分が終了し、医業に復帰する時点で再教育などの義務が課せられることはない。

○ したがって、処分を受けた者が医業・歯科医業に復帰する際に、一定期間以上の医業を行っていないかった場合には、医療の現場から長期間はなれることから生じる医学的知識の遅れや、医師・歯科医師としての技量の低下が懸念される。

2. 御議論していただきたいポイント

- 一定期間以上の停止処分については、被処分者が復帰後に適切な医療サービスが提供できるよう、停止処分終了の際に再教育・再研修の機会を設けることとしてはどうか。
- 再教育の内容は、停止処分の理由に応じたものであるべきではないか。
 - 例：・ 医師としての知識・技量の未熟さに起因する医療過誤事件
 - 知識・技量に関する再研修、医療安全に関する研修
 - ・ 医師としての倫理感の欠如に起因する事件
 - 倫理に関する研修
- 適切な再教育の内容はどのようなものか。
- 一定期間以上の停止処分を受けたもの全員に再教育を求めるとなれば、法律で義務付けることとするのか。(仮に法律で義務付け

ることとした場合、法改正までの間、どのような方策で実効性を担保するのか。)